○農林水産省告示第千七百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字尾下字西大畑一七二一の二、一七二二、字南和七　一七九〇の二、一七九〇の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石谷の一

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県伊賀市中村

字石谷　三三七番地先道路敷　一号

四一八番　二号

四〇二番　三号

四〇四番　四号

三九〇番　五号

三四三番　七号

二六〇番　六号

字南ノ浦

二九九番二　八号

○国土交通省告示第千五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

久山谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

兵庫県加西市若井町

字丸山　二七八八番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

兵庫県加西市若井町

字丸山　二七九〇番　一号、二号、二十八号及び二十九号

二七八九番　三号から二十二号まで

二七三二番二六　二十三号から二十七号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大瀬川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷

兵庫県丹波市市島町徳尾

字大瀬　二七四番八

二七九番二

字風呂ノ奥　二二〇四番五及び二二〇四番六　二二〇五番四及び二二〇五番五

二二〇六番二

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

稲塚川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地

兵庫県丹波市春日町稲塚

字東山　八〇六番二

八〇七番二

八〇九番二

八一九番三

八二〇番二

八二一番から八二四番まで

八二五番二

八二七番

八二八番二

八二九番三

字千丈寺山　八四三番三

○国土交通省告示第千六十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年九月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

原谷川二

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県小林市須木下田

字片地　一一二五番九　一号及び十六号

一一二五番一七九　十号及び十一号

一一二五番一三九　十二号

一一二五番一四六　十三号及び十四号

一一二五番一九一　十五号

宮崎県小林市須木中原

字上ノ原　一八〇六番二四　二号

一八〇六番五一　三号

一八〇六番一五　四号

一八〇六番一七　五号から八号まで

一八〇六番一九　九号

○国土交通省告示第千六十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十八年九月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　昭和四十三年建設省告示第三千五百五十号で指定した同号一二に掲げる土地の区域及び平成十八年国土交通省告示第七百十九号で指定した同号四に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線（標柱一号と二号については、昭和四十三年建設省告示第三千五百五十号で指定した同号一二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県松阪市飯高町森

字ばば地　一四一五番二　一号

一四一六番一　二号、七号及び八号

一四一六番二　三号から六号まで

一四一五番六　九号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十号から十七号までを順次結んだ線（標柱十五号と十六号については、昭和四十三年建設省告示第三千五百五十号で指定した同号一二に掲げる土地の境界線及び平成十八年国土交通省告示第七百十九号で指定した同号四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱十号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県松阪市飯高町森

字家野　一二一九番一　十号から十三号まで、十六号及び十七号

一二一九番　十四号

字いのたに口　一二一八番一　十五号

○国土交通省告示第千六十二号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十八年九月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

信号符字	船番	船号	点附年月日
			平成
７ＪＴＭ	142319	ＢＯＳＳ	27. 6. 10
７ＪＵＦ	142400	ＰＯＳＥＩＤＯＮ－１	27. 6. 19
７ＪＵＫ	142424	ＭＥＲＩＤＩＡＮ ＡＣＥ	27. 6. 18
７ＪＵＬ	142425	ＥＭＩＮＥＮＴ ＡＣＥ	27. 6. 15
７ＪＵＯ	142434	ＳＥＬＥＮＥ ＬＥＡＤＥＲ	27. 6. 3
７ＪＵＰ	142435	ＥＲＩＤＡＮＵＳ ＬＥＡＤＥＲ	27. 6. 16
ＪＤ３８５５	142414	早吸	27. 6. 3
ＪＤ３８５６	142413	旭丸	27. 6. 10
ＪＤ３８５７	142415	パシフィックグローリー	27. 6. 26
ＪＤ３８６１	142420	第五十二石田丸	27. 6. 22
ＪＤ３８６５	142429	第二勇星丸	27. 6. 1
ＪＤ３８７１	142442	第六英裕丸	27. 6. 4